

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

平成24年10月1日の改正労働者派遣法の施行により派遣元事業主(当社)は、派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条 第5項)

マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

クオリカ株式会社
(許可番号 派13-308796)
〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-17-1
住友不動産新宿グランドタワー23F

派遣労働者の数	34人
派遣先の数	6社
教育訓練に関する事項	個人情報保護・コンプライアンス教育
①派遣料金の1人あたりの平均額	40,980円(1日8時間当たり換算)
②派遣社員の賃金の平均	21,030円(1日8時間当たり換算)
マージン率(①-②)/①	48.7%

以上